特 記 仕 様 書

第1条 業務目的

本業務は、四日市市上下水道局が管理する海蔵川水管橋の老朽化に伴い、三重県が管理する二級河川海蔵川水系海蔵川を横断する管路について詳細な比較検討を行い、合理的な河川横断部の管路 基本設計を行うことを目的とする。

第2条 業務内容

基本設計

(1) 現地調査

計画対象箇所周辺の地勢、道路、河川等の状況を確認し、横断箇所及び単独水管橋形式、推進工法などの工法比較検討を実施する上で必要となる現地状況と関係資料収集及び現地確認を行う。

(2) 公図調査

基本的に道路等、公共用地内に施設を計画するが、発進・到達立坑などの施工ヤードの借地計画が想定される範囲を含めて土地所有者を確認する。

(3) 設計計画

現地調査および収集した既存資料から得られた情報をもとに、河川横断が可能となる複数の平面ルートについて、単独水管橋新設案、水管橋近傍橋梁への添架案、既設水管橋補強案、推進工法案、既設管更生案などを抽出し平面、縦横断計画を立案する。検討された構造、規模に基づき、海蔵川の河川管理者である三重県との計画協議を行うための資料作成を行うものとする。 計画に際しては施工計画を検討して実現可能な候補について経済性、施工性および維持管理性の観点から最適な計画を選定するものとする。

尚、本業務は、三重橋垂坂線道路検討業務委託(発注者:四日市市都市整備部道路建設課)と の調整を行い進めるものとする。

(4) 各種計算、図面作成、数量計算、概算工事費算出

関係機関との協議を踏まえた選定結果をもとに、基本的な主たる各種計算、図面作成、数量 計算を実施し、事業化に向けた概算工事費の算出を行うものとする。 算出に際しては、本体工 以外の仮設工や工事完了、供用後の維持管理費も含めて検討を行うものとする。

(5) 審査

基本条件、比較検討および設計計画の妥当性を確認し、基本設計としての設計書と図面、数量計算書の整合性等を精査する。

(6) 報告書作成

各種調査結果、設計条件、検討結果をまとめた報告書を作成する。 作成に際しては、計画、計算で準拠した基準や図書の出典を明記して、フローチャート、図表等を用いて解りやすく取りまとめるものとする。

測量

(7) 現地測量

河川協議で必要となる河川横断測量を実施する。実施に際しては、セーフティコーン等による安全対策、腕章を着用して近隣住民、通行人へ迷惑が掛からないよう配慮した測量計画で実施する。

第3条 成果品の提出

- 報告書 2 部
- 各種 図面 2 部
- ・数量計算書 2 部
- ・電子データ 2 部
- ・打合せ記録簿 2 部

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局)

(優先順位)

- 第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
 - 1 質問回答書
 - 2 契約図書
 - 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書(令和3年11月)」を準用 する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円 滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に 含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注 意事項』を遵守すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

- 2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づ く入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を 指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該 業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理)
- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
 - 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
 - 4 四日市市上下水道局(以下「甲」という。)は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、 当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなら ない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。
 - 2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先に おける個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。) を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
 - 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、 持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還)
- 第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録され た資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。 ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
 - 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法に より行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
 - 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は 請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲 に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が 資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
 - 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、 乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行う ものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがある ことを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

明示項目	明子東西 (冬州及び内宏)
	明示事項(条件及び内容)
ア設計積算条件	
	☑ 積算条件 積算基準(計画・設計編)令和3年11月制定
	☑ 単価適用日 令和4年3月1日制定
イ 適用図書	☑ 設計業務等委託契約書
	☑ 三重県業務委託共通仕様書【令和3年11月制定】
	□ 三重県公共工事共通仕様書【令和3年8月制定】
	□部分改正を行った内容も含む
	□ その他()
ウ業務計画等	契約締結後14日(休日を含む)以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。
	業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。
	☑ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。
	□ その他()
エ 成果の提出	□ 本業務における成果品の提出部数は、<- 報告書 A4版 両面印刷2部
////K · › I/C III	☑ 図面 2 部 ☑ 縮小図面 (A 3 相当) 2 部 ☑ 電子記憶媒体 2 部 とする。
	□指示する期日までに提出する成果品あり。(○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	□成果品の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについては
	この限りではない。
	□ 電子媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるも
	Mile T 殊体で促出する性体に Jv では、Excer、Word、Jw Cad で肌の取り加工できるも のとする。
	□ この他(
オ工程関係	☑ 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名:三重橋垂坂線道路検討業務委託)
	□関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり)
) V () () () () ()	□ その他 ()
カ資料の貸与	■発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ業務条件	□ 業務条件は下記のとおりとする。
)
ク その他	☑成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。
	☑ 打合せや設計協議等の記録は受託者が作成し、委託者の確認を得ること。
	☑ 設計協議は、初回打合せ、中間打合せ5回(三重県との河川協議も含む)、最終打合せ
	とする。
	·

- (注) 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により 徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・ 事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定 の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底 するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業 等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適 切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と 認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間 の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。 また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 と。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。